

令和2年度作業環境測定（粉じん業務）に係る請負先の公募について

下記について請負先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

令和2年7月8日

支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 北村 敦司

1. 契約概要

(1) 請負業務の名称等

令和2年度作業環境測定（粉じん業務）

(2) 業務内容及び実施場所

別紙仕様書（A業務、B業務、C業務、D業務の4業務）のとおり

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）に基づいた、平成31・32・33年度または令和01・02・03年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一規格）において「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 作業環境測定法（昭和50年5月1日法律第28号）第2条第7号に規定する作業環境測定機関であること。
- (6) 作業環境測定法施行規則（昭和50年8月1日労働委省令第20号）別表第1号に掲げる作業の種類について登録を受けていること。
- (7) 当該業務について、确实かつ誠実に実施できる測定体制、測定設備及び組織体制にあり、業務上の機密を厳に保持できる組織であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話またはFAXの受付とし、受付時間は次のとおりとする。

9:30～12:00、13:30～16:30（但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。）

(2) 業務内容に関する問い合わせ先

関東東北産業保安監督部東北支部鉾山保安課
電 話 022-221-4962
FAX 022-268-0590

(3) 見積書提出に関する問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係
電 話 022-221-4869
FAX 022-261-7390

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和2年7月14日（火曜日）12:00

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

政府電子調達（GEPS） URL： <https://www.geps.go.jp/#>

2) 紙による提出

a. 提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階
東北経済産業局総務企画部会計課調度係
電 話 022-221-4869

b. 提出する書類

ア 見積書

イ 2. (1)に係る競争参加資格証明書の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。なお、同時公募の案件に見積書を提出する場合は、1件のみの添付で可とする。

ウ 別紙仕様書（4）～（6）を証明するもの（1通）。

c. 見積書に関する注意事項

ア 様式は任意とする。

イ 2. の要件を満たす法人の場合は社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

エ 消費税率は10%で見積もり、消費税額の円未満の端数は切り捨てとすること。

オ 各業務における見積金額（A、B、C、D業務）の内訳を添付すること。

5. 電子調達システムの利用

- ・ 本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。
- ・ ただし、紙による提出も可とする。

6. その他

- ・ 本件は、請書の提出を要する。
- ・ 請負先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、各業務の総価が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・ 結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・ 受注した場合の支払いは、各業務完了後に銀行振り込みを行うこととし、当局が請求

書を受理してから30日以内とする。

令和 2 年度作業環境測定（粉じん）業務（A 業務）仕様書

- (1) 業務内容は、鉱物性粉じん濃度の測定に関する一式を実施すること。（作業環境測定（デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等））
- (2) 測定は「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル 平成 22 年 8 月」に基づいて実施することとし、測定機材及び資材等はすべて受託業者が準備する。
- (3) 測定鉱山等は次のとおり

鉱山名	測定作業場数	測定作業場	A 測定の測点数	測定予定時期	所要日数	所在地
A	2	坑外作業場 1	11	8 月	1	青森県 八戸市内
		坑外作業場 2	24			

- (4) 作業環境測定法（昭和 50 年 5 月 1 日法律第 28 号）第 2 条第 7 号に規定する作業環境測定機関であること。
- (5) 作業環境測定法施行規則（昭和 50 年 8 月 1 日労働委省令第 20 号）別表第 1 号に掲げる作業の種類について登録を受けていること。
- (6) 当該業務について、確実かつ誠実に実施できる測定体制、測定設備及び組織体制にあり、業務上の機密を厳に保持できる組織であること。
- (7) 上記(4)～(6)を証明する書類を添付すること。
- (8) 測定結果については、測定終了後 2 ヶ月以内に作業環境測定結果（デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等）を記載した測定報告書（書面）1 部、副本（書面）1 部を納品すること。
- (9) 測定を実施する箇所、測定日時については、鉱山保安課の担当者と十分に打ち合わせを行い、不明な点については担当者に指示を仰ぎ、直接鉱山とは連絡を取らないこと。

令和2年度作業環境測定（粉じん）業務（B業務）仕様書

- (1) 業務内容は、鉱物性粉じん濃度の測定に関する一式を実施すること。（作業環境測定（デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等））
- (2) 測定は「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル 平成22年8月」に基づいて実施することとし、測定機材及び資材等はすべて受託業者が準備する。
- (3) 測定鉱山等は次のとおり

鉱山名	測定作業場数	測定作業場	A測定の測点数	測定予定時期	所要日数	所在地
B	1	坑外作業場	6	9月	1	岩手県西磐井郡 平泉町内

- (4) 作業環境測定法（昭和50年5月1日法律第28号）第2条第7号に規定する作業環境測定機関であること。
- (5) 作業環境測定法施行規則（昭和50年8月1日労働委省令第20号）別表第1号に掲げる作業の種類について登録を受けていること。
- (6) 当該業務について、确实かつ誠実に実施できる測定体制、測定設備及び組織体制にあり、業務上の機密を厳に保持できる組織であること。
- (7) 上記(4)～(6)を証明する書類を添付すること。
- (8) 測定結果については、測定終了後2ヶ月以内に作業環境測定結果（デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等）を記載した測定報告書（書面）1部、副本（書面）1部を納品すること。
- (9) 測定を実施する箇所、測定日時については、鉱山保安課の担当者と十分に打ち合わせを行い、不明な点については担当者に指示を仰ぎ、直接鉱山とは連絡を取らないこと。

関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課 担当：佐藤
TEL 022-221-4964

令和2年度作業環境測定（粉じん）業務（C業務）仕様書

- (1) 業務内容は、鉱物性粉じん濃度の測定に関する一式を実施すること。（作業環境測定（デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等））
- (2) 測定は「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル 平成22年8月」に基づいて実施することとし、測定機材及び資材等はすべて受託業者が準備する。
- (3) 測定鉱山等は次のとおり

鉱山名	測定作業場数	測定作業場	A測定の測点数	測定予定時期	所要日数	所在地
C	2	坑外作業場1	7	10月	1	岩手県 一関市内
		坑外作業場2	7			

- (4) 作業環境測定法（昭和50年5月1日法律第28号）第2条第7号に規定する作業環境測定機関であること。
- (5) 作業環境測定法施行規則（昭和50年8月1日労働委省令第20号）別表第1号に掲げる作業の種類について登録を受けていること。
- (6) 当該業務について、確実かつ誠実に実施できる測定体制、測定設備及び組織体制にあり、業務上の機密を厳に保持できる組織であること。
- (7) 上記(4)～(6)を証明する書類を添付すること。
- (8) 測定結果については、測定終了後2ヶ月以内に作業環境測定結果（デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等）を記載した測定報告書（書面）1部、副本（書面）1部を納品すること。
- (9) 測定を実施する箇所、測定日時については、鉱山保安課の担当者と十分に打ち合わせを行い、不明な点については担当者に指示を仰ぎ、直接鉱山とは連絡を取らないこと。

関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課 担当：佐藤
TEL 022-221-4964

令和2年度作業環境測定（粉じん）業務（D業務）仕様書

- (1) 業務内容は、鉱物性粉じん濃度の測定に関する一式を実施すること。（作業環境測定（デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等））
- (2) 測定は「鉱山における粉じん濃度測定マニュアル 平成22年8月」に基づいて実施することとし、測定機材及び資材等はすべて受託業者が準備する。
- (3) 測定鉱山等は次のとおり

鉱山名	測定作業場数	測定作業場	A 測定の測点数	測定予定時期	所要日数	所在地
D	2	坑外作業場 1	12	11 月	1	青森県下北郡 東通村内
		坑外作業場 2	13			

- (4) 作業環境測定法（昭和50年5月1日法律第28号）第2条第7号に規定する作業環境測定機関であること。
- (5) 作業環境測定法施行規則（昭和50年8月1日労働委省令第20号）別表第1号に掲げる作業の種類について登録を受けていること。
- (6) 当該業務について、確実かつ誠実に実施できる測定体制、測定設備及び組織体制にあり、業務上の機密を厳に保持できる組織であること。
- (7) 上記(4)～(6)を証明する書類を添付すること。
- (8) 測定結果については、測定終了後2ヶ月以内に作業環境測定結果（デザイン、サンプリング、遊離けい酸分析、評価等）を記載した測定報告書（書面）1部、副本（書面）1部を納品すること。
- (9) 測定を実施する箇所、測定日時については、鉱山保安課の担当者と十分に打ち合わせを行い、不明な点については担当者に指示を仰ぎ、直接鉱山とは連絡を取らないこと。

関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課 担当：佐藤
TEL 022-221-4964